

序文 この規格は、2012年に第1版として発行された ISO 23599 を基とし、日本の実情に合わせて、ISO 23599 の規格内容のうち、視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列に関する規定項目を対象とし、さらに最新の技術進歩を取り入れて対応国際規格に規定されていない規定項目を追加し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、付属書JAに示す。

1.適用範囲 この規格は、視覚障害者誘導用ブロック等(以下、ブロック等という。)の突起の形状、寸法及びその配列について規定する。

2.用語及び定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- 2.1 視覚障害者誘導用ブロック等 視覚障害者に対して注意喚起(前方の危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告など)若しくは歩行方向の案内を目的とし、靴底又は白杖で触れることによって認知させる突起の集まり。平板に突起を配列して製造したもの(ブロック)、及び単独の突起として製造し、配列に従って敷設等して用いるものがある。
- 2.2 点状突起 注意を喚起する位置を示すための突起。
- 2.3 線状突起 歩行方向を指示又はプラットホームの内方を表示するための突起。
- 2.4 ハーフドーム型 点状突起及び線状突起の上面部分(靴底などの接触面)が平面になっているもの(図1参照)。
- 2.5 点状ブロック等 点状突起を配列したブロック等で、注意喚起の目的で用いるもの。
- 2.6 線状ブロック等 線状突起を配列したブロック等で、歩行方向を指示する目的で用いるもの。
線状突起の長手方向が、歩行方向を示す。
- 2.7 プラットホーム縁端警告用内方表示ブロック...[以下、ホーム縁端警告ブロック¹⁾という。]
鉄軌道駅のプラットホームの縁端に近づいていることの注意喚起及びプラットホームの内方を表示する機能をもつブロック。点状ブロックとプラットホームの内側を示す線状突起(以下、内方線という。)とを組み合わせ配列したもの(図4参照)。
注¹⁾ さらに簡略に“内方線付きブロックと呼ぶ場合もある。”

3.要求事項

- 3.1 一般原則 ブロック等は、次のような点を考慮して設計、製造することが望ましい。
 - a) ブロック等を構成する点状突起及び線状突起は、歩行に困難のある人も含めた他の歩行者に対しても、つまずきの可能性を減少させ、安全と通行しやすさを確保するため、線に斜角又は丸みをもたせる(図1のA部参照)。
 - b) ブロック等は、想定される使用場所などを考慮し、滑りにくさ、耐久性、識別性を十分に維持できるような材料、製造方法などを用いる。
 - c) ブロック等を構成する点状突起及び線状突起は、靴底を通して及び白杖を用いることによって容易に検知できるような材料、製造方法などを用いる。

3.2 形状、配列及び寸法 ブロック等の大きさは、目地込みで300.0mm四方以上とする。

3.2.1 点状ブロック等

3.2.1.1 点状突起の形状 点状ブロック等を構成する点状突起は、その断面が図1に示すハーフドーム型とする。

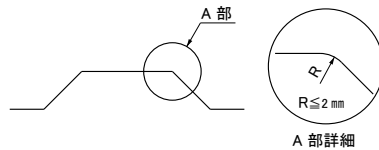
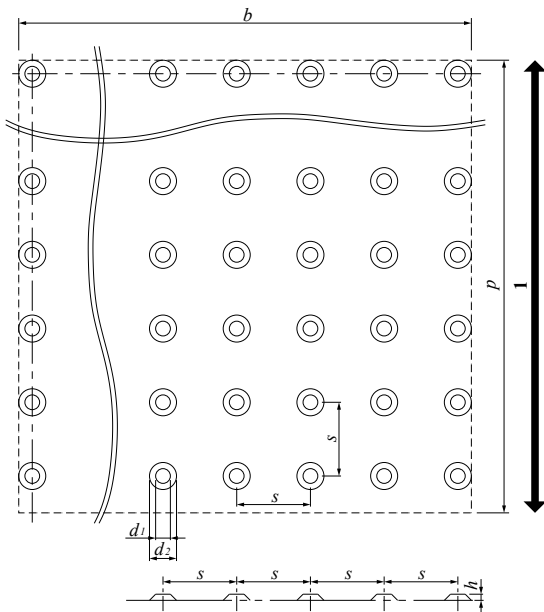


図1 ハーフドーム型の突起断面形状

3.2.1.2 点状突起の配列及び寸法 点状ブロック等を構成する点状突起は、想定する主な歩行方向に対して平行に配列する(図2参照)。

点状突起の数は、25(5×5)点を下限とし、点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

なお、ブロック最外線の点状突起の中心とブロック端部との距離は、s/2寸法より、5.0mmを超えない範囲で大きくしてもよい。



単位 mm		
記号	寸法	許容差
d_1	12.0	+1.5
d_2	$d_1+10.0$	0
s	55.0-60.0 ^{a)}	
h	5.0	+1.0

- 1 想定する主な歩行方向
- d_1 点状突起の上面直径
- d_2 点状突起の基底部の直径
- s 隣接する点状突起の中心間の距離
- h 点状突起の高さ
- b 有効幅
- p 有効奥行き
- 注^{a)} ブロック等の大きさに応じて、この範囲の寸法を一つ選定して製造する。

図2 点状突起の配列及び寸法

3.2.2 線状ブロック等

3.2.2.1 線状突起の形状 線状ブロック等を構成する線状突起は、その断面が図1に示すハーフドーム型とする。

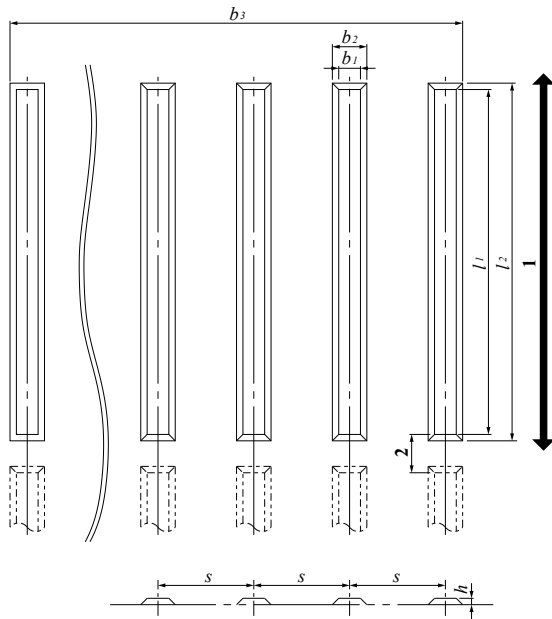
3.2.2.2 線状突起の配列及び寸法 線状ブロック等を構成する線状突起は、示そうとする歩行方向に向けて配列する。(図3参照)。

線状突起の本数は、4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

線状突起の間に滞水のおそれがある場合は、30.0mm以下の排水用の隙間(隣接する線状突起の上面端の間隔)を設ける²⁾。

注²⁾ 視覚に障害のある歩行者にとって、線状突起はなるべく途切れず継続したものがたど(辿)りやすい。

また、排水用の隙間は、どの列も同じ間隔で設けることが望ましい。



- 1 示そうとする歩行方向
 b_1 線状突起の上面幅
 b_2 線状突起の基底部の幅
 s 近接する線状突起の中心間の距離
 l_1 線状突起の上面の長さ
- 2 排水用の隙間(線状突起の上面間)
 b_3 有効幅
 h 線状突起の高さ
 l_2 線状突起の基底部の長さ

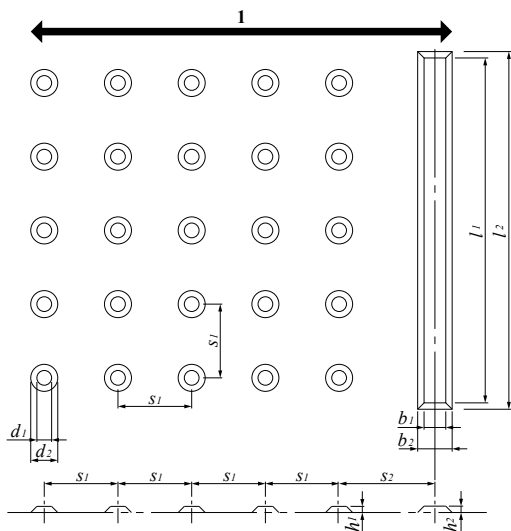
図3 線状突起の配列及び寸法

3.2.3 ホーム縁端警告ブロック

3.2.3.1 突起の形状 ホーム縁端警告ブロックを構成する点状突起及び線状突起は、その断面が図1に示すハーフドーム型とする。

3.2.3.2 突起の配列及び寸法 ホーム縁端警告ブロックを構成する点状突起及び線状突起の配列は、図4に、点状突起の寸法は、図2に、線状突起の寸法は、図3による。

点状突起の数は、25(5×5)点を下限とする。内方線である線状突起は1本とし、近接する点状突起との中心間距離(s_2)は90.0mm±5.0mmとする。



- 1 車両乗降時の主な歩行方向(この図では、左がホーム縁端側、右が内方側を示す。)
- s_1 隣接する点状突起の中心間の距離
 s_2 点状突起と線状突起との中心間の距離
 d_1 点状突起の上面直径
 d_2 点状突起の基底部の直径
 h_1 点状突起の高さ
 h_2 内方線の高さ
 b_1 内方線の上面幅
 b_2 内方線の基底部の幅
 l_1 内方線の上面の長さ
 l_2 内方線の基底部の長さ

図4 ホーム縁端警告ブロックの突起の配列及び寸法